

# 一般財団法人 Thoroughbred Aftercare and Welfare

## 宇都宮事業所の利用基準

(令和6年5月31日設定)

### 1. はじめに

一般財団法人 Thoroughbred Aftercare and Welfare (以下「TAW」という。)が実施する「引退競走馬のセカンドキャリア促進のための一時休養等施設の運営事業」(以下「本事業」という。)に関して、その利用等については、以下のとおりとする。

### 2. 目的

本事業は、引退競走馬のセカンドキャリア促進等のために、乗用馬への転用等に向けた休養、体調管理等のために、引退競走馬を一時的に預託できる施設を設け、これを提供することを目的とする。

※ 本利用基準における「引退競走馬」とは、「サラブレッドのうち、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会の行っている競走馬の登録を受け、その後登録抹消しているもの(利用申込み時において、数日以内に抹消し、又は抹消予定日を告げている場合を含む。)」とする。  
なお、これに該当しないサラブレッドであって緊急性等があると考えられる場合等の取扱いについては、宇都宮事業所の利用状況等やその馬に関わる諸情勢などを勘案し、別途、TAW で対応を検討することがある。

### 3. 預託に関する確認項目(=預入れに際しての条件)

#### (1) 預託できる者(利用者)

現に当該馬を所有しているオーナー(競走馬時の所有者であり、馬主登録のある者。以下同じ)。

- ※ すでに所有者がセカンドキャリアの受入れ先となっているようなケース等については、別途、状況確認のうえ、TAW で対応を検討する。
- ※ 預託に関する連絡や手続きは、オーナーの依頼を受けた者(調教師、厩務員など)が行うことを予定している。

#### (2) 預託できる引退競走馬

上記2目的の項目で定義された引退競走馬を預託対象とする。

※ 牡馬について

- ① 牡馬の状態では入厩不可とする。入厩に先立ち去勢を完了すること。TAW 施設での去勢は原則として行わない。
- ② 去勢完了後はすみやかに、セン馬であることを証明する獣医師の診断書(または健康手帳去勢証明書欄の写し等)を提出すること。
- ③ 陰辜(あるいは片側陰辜)等の理由により獣医学的にセン馬にすることが不可能な場合については「牡馬」となり入厩できない。

### (3) 受入れ頭数

受入れ頭数（利用頭数）の上限については、施設・設備の状況や人員体制などを勘案し、当分の間、TAW が調整を図りながら、運用する。

### (4) 預託の申込み

預託を希望する場合は、登録抹消までの期間、去勢処置の状況等を踏まえ、TAW に受入れの申込み相談（引退競走馬に関する個人情報、入厩予定の日時、預託の予定日数等）を行うこととする。

### (5) 入厩に際しての馬のコンディション確認

入厩に際しては、TAW に対して、預託予定馬のコンディションについての情報提供を行い、双方でこれを確認する。

※ コンディション確認の目的は、次のとおりとする。

- ① 予定された預託期間後に速やかにセカンドキャリアに進めるコンディションであるのかをあらかじめ双方で行うため。
- ② 預託期間内における病気、故障等について、治療等の判断を円滑に行うため。
- ③ それぞれの馬のコンディションなどを踏まえた飼養管理、初期段階のリトレーニングの実施等の判断を行うため。

### (6) 預託できる期間

預託できる日数は、「概ね 50 日」を上限とする。利用者は、この期間内に次の受入れ先に移動できるよう、準備を進めることとする。

### (7) 預託に関する費用負担

TAW に預託している期間の費用負担については、「引退競走馬に関する検討委員会」の方針に基づき、無償とする。

なお、入厩・退厩に伴う馬輸送は、利用者が各自で準備し、対応する（利用者の負担）。

### (8) 日常の飼養管理に関する事項

TAW は、預託馬について、善良な管理者としての注意義務に基づき、一般的な飼養管理を行うこととする。この一般的な飼養管理には、馬房内休養、個別放牧、ウォーキングマシンによる運動などが含まれており、軽易な治療、健康管理等の範囲で獣医師や装蹄師等が個別の対応を行うことがある。

なお、預託馬の状況等を踏まえ、TAW の判断に基づき、リトレーニング（初期のもの。グラウンドワーク等）や騎乗訓練などを行うことがある。

## **(9) 預託馬の事故、疾病等**

預託期間中に預託馬に事故、疾病等が発生した場合には、まずはTAWが処置及び対応し、その状況に応じて、オーナー等に連絡のうえ、その後の対応等を相談する。

この場合において、TAWに故意や重大な過失があり、その責めを負うべきと判断される場合を除き、TAWの判断が尊重されることとする。

※ 利用者等は、施設・設備等の関係により、一部、外科的処置（開腹等）の対応ができないことをあらかじめ承知のうえ、預託するものとする。

※ TAWが責めを負うべきと判断される場合の取扱いについては、双方で誠意をもって、別途協議を行うものとする。

## **(10) 退厩（転出・セカンドキャリア）**

利用者は、上記(6)の預託期間内に、次の転出先・受入れ先、譲渡相手等を自ら決めて、預託馬を退所させる。なお、受入れ先等の情報が必要な者には、TAWが情報提供できる場合があるので、その旨、申し出ることができる。

※ TAWは、セカンドキャリア促進に結び付く取組みとして、引退競走馬が利活用される繋養先、受入れ先などについての情報収集等を他の関連団体等と協力して行うこととし、その取組みの一つとして、オーナーサイドや受入れ希望者への情報提供のあり方などの検証等を行う。

## **(11) 例外的な取扱い**

諸事情を踏まえ、緊急的な措置（シェルター的役割での対応）として、TAWの判断に基づき、優先的に預託の受入れ等を行うことがあり、その状況、措置等については、「引退競走馬に関する検討委員会」に報告することとする。

## **(12) 本利用基準の遵守（確認書の提出）**

利用者にとっては、本利用基準を理解し、了承して、引退競走馬の預託を行っていることを証するため、「一時預託確認書」（別紙様式）を提出しなければならない。

附 則

この基準の改正は、2026年2月1日から施行する。